

# 公営住宅に特化した 火災共済事業の ご案内

## 当機構が取り組む 5つの事業



1. 住宅火災  
共済事業



2. 復興建築  
助成事業



3. 住宅災害見舞金  
交付事業



4. 住宅防火  
補助事業



5. コミュニケーション  
ネットワークの構築



公益社団法人全国公営住宅火災共済機構

# 火災共済機構のご紹介

当機構は、地方自治法第263条の2に基づき、地方公共団体から委託を受けて公営住宅等の火災共済事業を行うため、昭和25年3月31日に設立された公益法人で、国の住宅政策とともに、住宅の災害復旧の支援に取り組んでいます。

47都道府県と、658市区町村の705会員にご加入いただいています。(令和7年5月31日現在)

## ・火災共済委託契約・



当機構と火災共済委託契約を締結することで、  
5つの事業すべてをご利用いただけます。

## ・5つの事業・

### 1. 住宅火災共済事業



住宅が火災や落雷により被災したとき、火災共済給付金を支払います。被災した住宅を修復しない場合、特定給付金を支払います。

### 2. 復興建築助成事業



被災した住宅の修復経費と火災共済給付金の差額（不足額）を助成します。

### 3. 住宅災害見舞金交付事業



住宅が風水雪害や地震などにより被災したとき、見舞金を交付します。

### 4. 住宅防火補助事業



住宅に防火設備を設置するとき、防火の取組みを行ったとき、補助を行います。

### 5. コミュニケーションネットワークの構築



情報提供や意見交換の場を通して、会員相互のコミュニケーションを醸成します。



## ・オンライン申請システム・

- 初めて操作する方にも分かりやすい画面・流れ
- 事務作業の負担を軽減



# 火災共済委託契約



当機構と火災共済委託契約を締結することで全ての事業をご利用いただけます。

## Q1. どのような住宅が共済委託契約の対象となりますか？

地方公共団体が経営する公共賃貸住宅（公営住宅、改良住宅、地域優良賃貸住宅、特定優良賃貸住宅など）および共同施設（附帯施設、集会所など）です。

## Q2. 契約する際の共済委託契約額はどのように算出しますか？

委託契約額は損害が発生した場合に機構がてん補する金額の最高限度額で、以下の計算式で算出します。

### 共済委託契約額の設定

$$\text{共済委託契約額} = \text{①再調達価額} [\text{②標準単価} \times \text{総延床面積}] \times \text{③付保率}$$

(例)

《1》木造構造「戸建住宅」総延床面積100m<sup>2</sup> 付保率100%の場合

$$\text{共済委託契約額} = \text{②223,000円 (令和7年度標準単価)} \times 100\text{m}^2 \times \text{③100\%} = 22,300\text{千円}$$

《2》耐火構造「共同住宅」総延床面積1700m<sup>2</sup> 付保率65%の場合

$$\text{共済委託契約額} = \text{②227,000円 (令和7年度標準単価)} \times 1700\text{m}^2 \times \text{③65\%} = 250,835\text{千円}$$

共済委託契約額は再調達価額と同額（付保率100%）とすることを原則としておりますが、付保率100%未満での委託も可能です。

## Q3. 再調達価額・標準単価・付保率とはなんですか？

- ①再調達価額……委託物件と同一の建物種別、構造、規模のものを再建築することができる標準的な額です。
- ②標準単価……再調達価額をもとめるための1m<sup>2</sup>当たりの標準的な建設費で、毎年度機構が定めています。
- ③付保率……再調達価額に対して、どれくらいの割合で共済委託契約額を契約するかという率のことです。  
付保率は掛金額のほか、各事業による支払額・補助額にも影響します。(P.3、P.4、P.5 参照)

## Q4. 年間の共済掛金はどのように算出しますか？

共済掛金は、以下の計算式で算出します。

$$\text{共済掛金} = \text{共済委託契約額} \times \text{掛金率 (構造別)}$$

掛金率（共済委託契約額1,000円当たり年額）

構造	掛金率
1級構造（耐火構造）	11銭（0.11円）
2級構造（準耐火及び簡易耐火構造）	20銭（0.20円）
3級構造（木造等上記以外の構造）	29銭（0.29円）

掛金率は全国一律で、委託物件の構造別に以下のように定めています。民間損害保険に比べて低廉な掛金率を実現しているため、安い掛金で大きな補填が得られます。

(例) 再調達価額4億円 耐火構造住宅の年間掛金

### (1) 付保率100%の場合

$$4\text{億円} \times 100\% \times 11\text{銭 (0.11円)} \div 1,000\text{円} = 44,000\text{円}$$

### (2) 付保率65%の場合

$$4\text{億円} \times 65\% \times 11\text{銭 (0.11円)} \div 1,000\text{円} = 28,600\text{円}$$

# 1. 住宅火災共済事業

共済委託した住宅等が、火災や落雷により損害を被ったとき、火災共済給付金をお支払いする事業です。

## 火災共済給付金をお支払いする損害



火災



落雷



爆発



避難・消火活動に伴う  
水損及び破損

### Q1. 火災共済給付金はどのように算定しますか？

火災共済給付金は、以下の式により算定します。修復経費に付保率を乗じて算定します。（再調達価額が限度）

$$\text{火災共済給付金} = \text{修復経費} \times \text{付保率}(\text{共済委託契約額} / \text{再調達価額})$$

(例) 修復経費1,000万円の場合の火災共済給付金

#### (1) 付保率100%の場合

1,000万円（修復経費）× **100%** = 1,000万円（火災共済給付金）

修復経費1,000万円と同額の火災共済給付金1,000万円が給付され、全額でん補されます。

#### (2) 付保率65%の場合

1,000万円（修復経費）× **65%** = 650万円（火災共済給付金）

修復経費1,000万円のうち、350万円が不足しますが、復興建築助成事業をご利用いただけます。

### Q2. 修復しない場合の給付金がありますか？

修復しない場合は、保全行為・残存物の取り片付け費用等、応急措置に要する経費に対して、**特定給付金**をお支払いします。詳細は機構までお問い合わせください。

# 2. 復興建築助成事業

付保率が100%未満のため火災共済給付金が修復経費（再調達価額が限度）を下回ったとき、不足額の一部を助成する事業です。

### Q. 復興建築助成金はどのように算定されますか？

本事業は付保率65%以上100%未満の契約に適用され、修復経費と火災共済給付金の差額（不足額）の80%を助成します。

$$\text{復興建築助成金} = (\text{修復経費} - \text{火災共済給付金}) \times 80\%$$

(例) 付保率65%の場合

不足額（修復経費の35%）の80%（修復経費の28%）が助成されます。

⇒火災共済給付金（修復経費の65%）と合わせると**修復経費の93%がでん補**されます。

# 3. 住宅災害見舞金交付事業

共済委託した住宅等が、風水雪害や地震などで被災した場合に損害の程度に応じて、住宅災害見舞金をお支払いする事業です。

## 住宅災害見舞金をお支払いする損害



風水雪害、凍結、  
降雹



土砂崩れ、土石流  
及び地滑り



地震、火山の噴火  
及び津波



車両（その積載物を含  
む）の衝突及び接触



航空機の墜落及び接触並び  
に航空機からの物体の落下

### Q1. 住宅災害見舞金はどのように算定しますか？

1. 被害概算額に応じて右表により算定します。
2. 1 災害ごとに被害概算額 **1 万円以上** から対象となり、**40 万円未満は全額を交付します。**  
(※ 1 万円未満は切捨て)
3. 1 災害に係る被災会員全体の見舞金額は 2 億円を限度とします。
4. 被災住宅等の付保率が 65% 未満の場合、見舞金額が付保率に応じて減額されます。

### Q2. 1 災害とはなんですか？

1 災害とは、例えば台風ごと（台風 1 号、台風 2 号）の被害のことです。

### Q3. 見舞金の交付申請はいつからできますか？

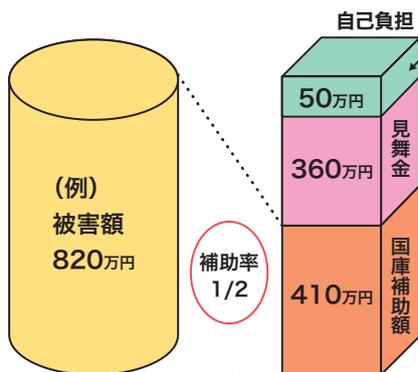
修復経費の見積額で申請・支払いが可能です。

相互救済事業として見舞の意を表することを目的としているため、見舞金の交付を迅速に行えるよう見積額での申請・支払いが可能です。

### Q4. 国の補助事業を申請した場合も見舞金の交付申請ができますか？

既設公営住宅の復旧補助等、国の補助と併用することができます。

例えば、820 万円の被害額に対する見舞金は 360 万円ですが、国庫補助（補助率 1/2）が認められて、410 万円の補助を受けると、自己負担は 50 万円ですみます。



〈住宅災害見舞金の算定方法〉

区分	被害概算額		見舞金額
	万円以上～万円未満		万円（※）
1	1	～ 40	被害概算額
2	40	～ 60	40
3	60	～ 90	50
4	90	～ 130	70
5	130	～ 180	95
6	180	～ 240	125
7	240	～ 310	160
8	310	～ 390	170
9	390	～ 480	200
10	480	～ 580	240
11	580	～ 690	280
12	690	～ 810	320
13	810	～ 950	360
14	950	～ 1,110	420
15	1,110	～ 1,290	480
16	1,290	～ 1,500	550
17	1,500	～ 1,740	630
18	1,740	～ 2,010	710
19	2,010	～ 2,310	800
20	2,310	～ 2,640	900
21	2,640	～ 3,000	1,000
22	3,000	～ 5,000	1,200
23	5,000	～ 7,500	1,500
24	7,500	～ 10,000	1,800
25	10,000	～	2,000

（※）第01区分で被害概算額に 1 万円未満の端数部分がある場合、当該端数部分は切り捨てる。

※国庫補助事業の詳細については、国土交通省住宅局住宅総合整備課（執行班）にお問い合わせください

# 4. 住宅防火補助事業

共済委託した住宅等に、消防設備や会員による防火の取組みを行った場合、その経費を補助する事業です。

## 住宅防火補助対象



### Q1. 補助金はどのように算定しますか？

補助対象ごとに「補助数量基準（表中①）」「補助単価・補助率（表中②）」を毎年決定し、この補助基準にもとづき補助金が決定します。

### Q2. 補助金に限度額はありますか？

1. 補助対象ごとに一会員が申請できる限度額を設けています（表中③）。
2. **一会員あたり、前年度末の年間掛金額の2分の1に相当する金額まで**申請いただけます（表中④）。ただし、平均付保率が65%未満の場合は、年間掛金額の2分の1×平均付保率となります。（平均付保率＝全委託契約額の合計／全委託契約に係る再調達価額の合計）

### Q3. 防火活動支援事業とはなんですか？

会員が当機構の共済に加入している**公営住宅等の居住者に対して行う防火意識・知識の向上のための防火活動に要する経費を機構が支援する**ものです。

例えば高齢入居者宅を訪問し、火事を防ぐための情報を伝える・エアゾール式簡易消火具を配付する・消火器や警報器の取扱いを体験するといった活動が行われています。



（令和7年度適用）

補助区分	補助対象	補助基準		一会員 年間限度額③	一会員 申請限度額④
		補助数量 基準①	補助単価 補助率②		
防火活動	防火活動支援事業		1 防火活動支援事業の実費	100万円	前年度末の 年間掛金額の 1/2
防火設備	消火器	住戸2戸に1本 共同施設1棟に1本	1本又は1箱5,000円	100万円	
	消火器格納庫箱				
	消火栓	概ね20戸に1基	事業費の5割	50万円	
	消火栓ホース				
	住宅用火災警報器	1戸につき3基まで	1基2,000円	50万円	
ガス警報器	1戸につき1基	1基2,000円	50万円		

※既存住宅に限る

# 5. コミュニケーションネットワークの強化

会員相互や会員と機構のコミュニケーションを一層深めるために、地域におけるフォーラムの開催、ホームページや機関誌を通じての情報の公開を行っています。

## 1 地域におけるフォーラムの実施

地方公共団体を取りまく重要課題に造詣の深い講師による講演・対談を行うほか、会員等による取組事例の発表、意見交換、交流会等を行っています。

### ●フォーラム内容

1. 報告会
2. 交流会
3. 会員意見交換会
4. 講演会・対談

出席を希望される場合は、当機構ホームページからお申し込み下さい。参加費は無料です。

なお、フォーラムの内容は同ホームページにも記載しております。



## 2 会員の声の聴取

役職員が都道府県及び市町村を訪問し、皆様の声の聴取に努めています。

## 3 情報の公開

### ①機関誌の発行

機構の活動に関する様々な情報、お知らせを掲載し、1月・5月・8月・11月の年4回発行しています。

### ②リーフレット（本誌）の作成

### ③ホームページへの情報掲載 等

機構の活動状況等について幅広くお伝えをするとともに、会員の皆様に向けて共済事業のオンライン申請システムの運営や共済事務に役立つ情報を提供しています。

詳細についてはHPをご覧ください。

▶ <https://www.kojukyo.or.jp>



お問い合わせ先

事業等の質問、掛金の試算（見積り）のご用命は事業部まで。  
お気軽にお問い合わせください。

>>> TEL 03-3501-9497



## 公益社団法人全国公営住宅火災共済機構

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目3番17号 虎ノ門2丁目タワー21階  
TEL : 03-3501-9479 (総務部)・9497 (事業部)・9498 (企画調査部)  
FAX : 03-3501-6914 E-mail : kjk@kojukyo.or.jp

<https://www.kojukyo.or.jp>

